

岩手県告示第743号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成24年11月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 宮古市西ヶ丘二丁目、西ヶ丘三丁目、西ヶ丘一丁目の一部、西ヶ丘四丁目の一部、板屋一丁目から四丁目までの一部、神田沢町の一部及び上鼻一丁目の一部
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年10月22日から平成25年2月28日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 宮古市磯鶏沖、実田一丁目、実田二丁目、磯鶏石崎の一部、磯鶏西の一部、磯鶏一丁目の一部、磯鶏二丁目の一部、上村一丁目の一部、上村二丁目の一部及び河南一丁目の一部
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年10月22日から平成25年2月28日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）
- 3（1） 公共測量を実施する地域 一関市五代町、東五代、竹山町、中央町一丁目、中央町二丁目、銅谷町の一部、寿町の一部、山目字前田の一部、字三反田の一部、字林の一部、字向野の一部、山目町一丁目から三丁目までの一部、宮下町の一部、宮前町の一部、石畑の一部、上日照の一部、上坊の一部、町浦の一部、山目字才天の一部、字里前の一部、字十二神の一部及び字立沢の一部
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年10月22日から平成25年2月28日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）